慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	シベル・ザンディ・サイェク著『オスマン帝国のイズミル : 国際港の興隆一八四〇-一八八〇年』
Sub Title	Sibel Zandi-Sayek, Ottoman Izmir : the rise of a cosmopolitan port, 1840−1880.
Author	鈴木, 真吾(Suzuki, Shingo)
Publisher	三田史学会
Publication year	2014
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.82, No.4 (2014. 1) ,p.173(617)- 182(626)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20140100-0173

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

シベル・ザンディ・サイェク著『オスマン帝国のイズミル――国際港の興隆一八四〇―一八八〇年――』

鈴木真吾

1

本書が扱う一八四〇年から一八八〇年は、およそタンズィマート期と重なっている。このオスマン中央政府による改革は様々な視座から論じられてきたが、地方の実態が十分に検討されないまま、オスマン帝国近代史像が構築される傾向があったことも否定できない。タンズィマートの一つの眼目が地方行政改革であったことを考えれば、オスマン帝国近代史を考察する上で、具体的な地方社会の側に立ってこれを論じる必要性は自明であろう。二〇一二年に出版された本書は、このようなオスマン帝国近代史像に対して地方の側から修正を迫る最新の研究成果である。

著者のザンディ・サイェクは、カリフォルニア大学で学位を取得した後、二〇〇二年からウィリアム・アンド・メアリー大学で教鞭をとる。一九世紀のイズミル建築史・都市社会史を専門とし、都市開発の問題を、政治的・社会的諸関係と関連付けながら考察を重ねてきた。この時代は、世界各地で都市開発がさかん行われた時であり、イズミルにおいても近代港の建設をはじめとして、鉄道・街灯・下水道・舗装などが整備された。同じく近代の都市開発を論じたものとしてゼイネップ・チェリク

のイスタンブル研究が挙げられるが[1]、建築様式や都市計画といった、都市の形態的な変化を中心に扱うチェリクの研究に比べ、本書では社会的側面の分析の方に力点がおかれている。都市の物理的変容を通時的に追うのではなく、都市開発を取り巻く各人の思惑と利害、対立と協力を検討しようというのが著者の立場である。

本書で用いられる主な史料は、首相府オスマン古文書館所蔵文書、英・仏外交文書、そして新聞である。イズミルは、ムスリムと非ムスリムと外国人とが混在する国際貿易都市であったことはよく知られているが、著者は上記で挙げた史料を、このような多様な人々の利害が主張される媒体として扱い、この分析を通じてイズミルの都市社会史を、ひいてはオスマン帝国近代史を論じようと試みている。

本書の構成を以下に記し、次いで章ごとにその内容を紹介することにしたい。第三・四章に関しては既刊論文に手を加えたものである[2]。したがって、各章は互いに連関し合っているが、読者は各章を個別の論文として読むことも可能である。また、各章を通じて図版も充実しており、有用である。

序　論　流動的な世界
第一章　シチズンシップの定義―資産・課税・主権
第二章　街路の整備―公共空間と都市行政
第三章　ウォーターフロントの形成―公共事業と公共財
第四章　共同体の実践―儀式とアイデンティティ
結　論　イズミルからの眺め

2

序論においては、その重要性を認めつつも、オスマン帝国史研究における宗教・民族的枠組みを自明なものとする従来の見方を批判し、その流動性を指摘する。近代国家たらんとしたオスマン帝国が法の一元的適用を試みた背景に、例えばプロテジェの問題に見られるように、各個人・集団が戦略的にアイデンティティを操作し、自らの利益としてきたことがあった。著者はこれを念頭に置きつつ、実際には多分に試行錯誤的であったタンズィマートの諸規定の中で、各人が利益獲得を目指した諸相を解明することに本書の狙いを定めるのである。

第一章では、法廷・不動産所有・課税の制度的変化から、イズミルにおける外国人や非ムスリムの法的地位の問題が論じられる。まず、タンズィマート以前にはイス

ラーム法廷と各ミッレトの法廷と領事法廷がそれぞれ別個に存在し、法的地位に応じて異なる法廷＝異なる法体系が適応されてきたこと、他方、タンズィマート期には改革の一環として新たに体系化された制定法に基づくニザーミーエ（Nizâmiyye）法廷が導入されたことが確認される。しかし、イスラーム法廷もまた存続し、両法廷で取り扱う事案の境界は曖昧に残された。例えばイズミルのフランス人工場主が、排水管を海まで伸ばそうとしたが、イギリスのプロテジェが自身の土地の上でその排水管の流れを堰き止めていたという事例が挙げられる。ここから著者は、シャリーアに依拠するイスラーム法廷は私の権利を重視し、近代法に依拠するニザーミーエ法廷は公的利用を重んじるために、当事者がそれぞれの立場に応じて異なる法廷の利用を主張する局面が見られたことを指摘する。

次に、都市部の不動産所有について、オスマン臣民の非ムスリムを妻とし、登記させることで外国人が土地を事実上所有する現実がイズミルで多く見られたこと、これに対してオスマン政府は、土地所有者をオスマン臣民に限定するという立場を鮮明にしたため、外国人の反発を招き、この中で一八六七年に外国人の不動産所有を認める法令が出されたことが確認され、これを著者は以下のように評価する。すなわち、オスマン政府にとっては、土地所有容認と引き換えに、国籍の操作や名ばかりの登記を防ぎ、厳格な法規則の中に外国人を組み入れようとする意図があった。したがって、これは単なる外国人有利な現状の追認ではなく、オスマン政府にとっても、外国人をオスマンの統治の枠組みに組み込むという意味で利するところがあったのである。

最後に、課税の問題が論じられる。まず課税に先んじた人口・資産・土地調査の展開が確認される。イズミルに対して、一八三一年のセンサスの翌年、資産所有者から臨時税を徴収する勅令が出され、それは明らかに外国人の資産を狙い打つものであった。これを背景として、一八四〇・四四年の資産調査は抵抗にあい、信頼に足る調査結果を得ることができなかった。五〇年代になると、オスマン臣民と外国人からなる混合の資産委員会（Emlâk Komisyonu）が設置され、資産調査が行われた。著者によれば、課税の見返りとしてインフラの整備や街区の清掃などの都市サービス充実の要求が高まり、程なく中央政府はこの委員会に自治的な都市行政を行う権限を与えた。つまり課税問題の過程に外国人を含んだ都市

行政の萌芽を見ることができるのである。

以上のように著者は、中央政府が外国人や非ムスリムを統治の枠組みに組み入れようとするとき、それに付随して地方社会で変化が見られたことや、また中央政府の所期の目的が現実の地方社会において必ずしも達成されず、むしろ都市住民が地方社会独自の利害戦略の中で中央政府が提示する枠組みを弾力的に利用したことを看取している。

第二章では、道路の整備などを通じて見られる都市行政の変化が論じられる。一九世紀後半の都市の発展は同時に多くの社会問題を引き起こし、道路整備の問題もその中に位置づけられるが、まずはそれを担う行政機構の形成が概観される。まず、歴史的に都市の諸問題はカーディーやイェニチェリあるいは同職組合や各共同体によって個別に対処され、都市基盤の整備はワクフによってなされたという基本的な事実を確認した上で、著者は「組織的な自治」を目的としたベレディエ（Belediye）を取り巻く都市政治の様相を論じていく。

先述のように、イズミルにおける自治的都市行政の萌芽は一八五〇年代の資産委員会に見られるが、一八六四年、当委員会がロンドンを拠点とするスミルナガス会社Smyrna Gas Companyとの交渉にあたった際、外国人が半数を占める委員会の中立性に疑問が投げかけられ、都市の利益の代弁者として不適であると都市住民から批判が飛び、自治の試みは後退することになった。この後、他の都市の動きとも並行して再び自治が進展することになるが、商人の働きかけで実現した一八六八年の組織化の試みは、イズミル湾の埠頭建設をめぐる利害争いに終始し、程無く瓦解した。一八七七年の州ベレディエ法（Vilâyet Belediye Kānūnu）を受けて一八七九年に再びベレディエ選挙が実施されたが、著者によるとここで重要な点は、参政権に関する以下の二点である。すなわち、一つには参政権に必要な納税額が大幅に下がったこと、もう一つには、外国人の参政権が認められなくなったことである。五〇年代の資産委員会は外国人を含む資産家による委員会であり、高額納税が市政参加の要件であったが、七九年の選挙では資産ではなく国籍が決定的な要件として求められたのである。

これに続いて、道路の整備をめぐる問題が、私有権と地役権の関係から論じられる。一九世紀後半に、オスマン民法典（Mecelle）が制定されたが、これがヨーロッパ法の輸入でなくシャリーアに依拠して編まれたのは、

それが日常的な慣習に関わるためであった。著者によれば、このことは道路の整備・利用の問題を公と私の論争の場と変えた。多くの旅行者が不満を漏らしたように、イズミルは道幅が狭く、貿易拡大に伴う交通量の増大に応えられない状況にあった。イズミルは火事が多い都市でもあり、焼けてしまえば道幅の拡大も可能であっただろうが、そうでなければ既存の不動産を後退させる必要があった。また、フランク通りやケメルアルトゥ通りなどの商業区では、店舗が道に大幅にはみ出して商品を陳列し、道路の幅を狭めて交通を妨げていた。いずれの場合も、オスマン民法典によれば通行権を著しく害さない限りは私有権が重視される。日常の慣習を重視した民法典が、現実の都市における公共性を重視する声の高まりに応えられない状況が生まれていたのである。他方で、路上は商売の場所であるという古い慣習を主張する声もあり、著者はこの相反する立場の相克に、近代という時代を見るのである。このように、飛躍的に発展する一九世紀後半のイズミルにおいて、都市全体を取りまとめる自治行政が組織されたこと、また都市全体の利益と個人の利益の対立が問題の焦点となっていたことが明らかにされている。

第三章では、限られた不動産所有者によって排他的に利用されていた埠頭が、新たな埠頭の建設（一八六七―七五）によって公共財に変容したことを明らかにする。ここでも埠頭建設そのものではなく、一貫して建設をめぐって人々の間に渦巻く思惑に目が向けられる。新埠頭建設前のイズミルでは公共の埠頭が存在せず、積荷の揚げ降ろしは、海に面する個人所有の店舗や桟橋から行われていた。オスマン政府はこの海岸部のあり方が密輸の原因だと考え、確実な税収確保のために新埠頭の建設を支援した。他方、埋立てによって新埠頭が作られれば、必然的に以前の海沿いの土地は価値が急落するため、海沿いの不動産所有者の一部は反対した。また、商人の多くも、利用料が一律で取られることを嫌がって反対した。スミルナ埠頭会社 Smyrna Quay Company はそのうちの一二％を政府に納める条件で、埠頭利用料徴収の利権を認められていたのである。他にも新聞上では、海沿いの遊歩道に憧憬が抱かれ、あるいは公衆衛生の改善につながるとの主張も見られた。

著者によると、埠頭建設の賛否は、剥き出しの利害を前面に出すものではなく、公共の利益の問題として論じられた。反対派は、私的所有権と自由な商業活動の保障

が結果として都市全体の利益に繋がると主張し、その一方で賛成派は一部の権益者だけでなく、余人にも開かれた公共の埠頭を求め、政府の税収増加に繋がるとの主張も見られた。『レヴァント・ヘラルド *Levant Herald*』紙などでは、遊歩道の整備がイズミルの世論の要請であるかのように語られたという。以上のことから著者は、都市開発の問題から公共性をめぐる議論がイズミルで高まりつつあったことを指摘する。

また、埠頭は当初の計画では直線状であったが、旧沿岸部の不動産所有者たち間で不平等が生じないように、新埠頭の各地点での幅を均等にしたことで、最終的には折れ曲がった形状になった。著者によればここで重要なことは、埠頭の建設が公共性をめぐる都市住民の言論の形成を促し、そして社会的な要請が埠頭の形状という物理的変化に影響をもたらしたという点である。以上のように、埠頭をめぐる論争と、それによる埠頭の物理的形態への影響が論じられるが、この埠頭への利害に基づく対立・協力が、先述の一八六八年のベレディエの瓦解と大きく関わっていることは、ベレディエの問題を単に外国人の扱いや宗教別の構成に還元できない、都市社会の固有性の中で論じる必要性も示唆している。

第四章では、場の構造が社会にいかに影響を与えたかという視点から、エリック・ホブズボウムの「創られた伝統」論[3]と同様の見地に基づいて、一八四二年のカトリック教徒による聖体祝日の行列の事例をもとに、イズミルにおける宗教共同体の儀礼や祝祭の戦略性が論じられる。カトリックを取り上げる重要な前提として、ギリシア正教徒やユダヤ教徒と比べ少数派を形成しており、それに加えカトリックの中にも諸派が存在していたことがある。

まず行列の行程について、それまでの式典が教会施設の構内に限定されていた一方で、今回は町の主要な大通りまでの行列が計画されたことが明らかにされる。この日に限っては、大通りは横断幕や灯りで装飾され、宗教色の薄い商業区が、カトリック一色に染められた。そして著者は、この行程が綿密に計算されていることに目を向けさせ、その戦略性を以下のように指摘する。この行列はローズ通りからフランク通りに入るというのが大まかなルートであったが、その途中で幾つかのカトリックゆかりの地に立ち寄った。紙幅の関係上、それぞれの詳細を述べることはできないが、例えば二世紀頃のスミルナの聖人の名を冠する聖ポリュカルポス教会を行列に組

み込むことで、イズミルでの自らの古代からの伝統性を内外に、つまりイズミルの他の都市民とカトリック他派双方に示すことを画策したのである。このように、少数派であり、その内部も多様であったカトリック教徒の伝統性と一体性の創造が具体的事例を通じて論じられている。また前章までの議論と対置してみると、このような宗教行事は、日々の都市生活の中で意識されていなかった宗教的な違いを可視化させ、自らのアイデンティティや、隣人との差異を確認する機会となったのである。

全体の結論として筆者は改めて、都市の物理的・空間的性質と社会関係は不可分のものとして見なければならないと述べた上で、上記各章もそれぞれ不可分な全体として捉えるべきだとする。例えば埠頭をめぐる論争は、ベレディエの活動や構成に影響し、ベレディエの構成や影響力は、外国人の不動産所有や非ムスリムの宗教実践を左右しうる。複雑な因果によって連関しあう全体を叙述するというのは、歴史学の本質的な限界でもあるだろうが、著者はさらにこの時期のイズミルの変化を世界史上に位置づけて、世界各地での変化と並行する過程としてこれを見ることを提起している。

3

以上、本書の内容を各章ごとに概観した。最後に評者の所感をいくつか記しておきたい。

まず本書において評価されるべきは、その著者独自の視点であろう。都市の物理的な変化を社会関係と結びつけて論じる視角は、都市開発をめぐる各人の思惑や利害の錯綜した実態を解明するのと同時に、形態的な変化の表層に残された社会の痕跡を浮き上がらせる。著者が何度か強調する「場と社会の関係」は、一方では社会関係がいかに場の構造・物理的変化に影響を与えるかであり、他方では場が持つ歴史・社会的意味がいかに社会の側に影響をもたらすかということであった。このように社会学の理論的な枠組みを念頭に置きつつ具体的に論じられるイズミル都市社会史は、歴史学における領域横断的な姿勢の必要性を感じさせるものであった。ただ、各人の立場や主張を議論の中心としているにもかかわらず、本書全体を通して、依拠した史料の具体的な記述が殆ど引用されていない点は残念であった。

また評者が注目したのは、第一・二章で述べられた資産委員会がイズミルにおける都市自治行政の萌芽となっ

たという点である。概説的に言えば、都市サービスに対する特に外国人や富裕商人からの要請の高まりが都市自治行政の発端として指摘されるが、それ以前の背景としてオスマン帝国の課税問題という国内問題があったという分析は、エルカン・セルチェによるイズミルのベレディエ研究[4]でも十分に明らかにされていなかったことであり、瞠目に値するものである。

しかし、この問題に関しては批判すべき点も見受けられる。ベレディエの参政権をめぐり、一八七九年の選挙において外国人を除外したことが論じられているが、それに対する外国人住民の反応については言及がない。外国人の法的地位や、都市内部での利害関係などへの著者の問題関心からすれば、この点は論じられて然るべきところであるが、その後イズミルのベレディエが二つに分かれたこと、財源不足のため一八八九年に再び合併したことなど、概説的な事柄に終始してしまっている。都市の富裕層であるはずの外国人の声がどのように市政に反映され得たかという問題なだけに、この検討はイズミル都市社会のあり方やベレディエの実態を明らかにする上で重要であろう。この点に関して評者の推察は以下のとおりである。一つ目は、ベレディエは税を集めて活動財源としていたが、恒常的に財源不足だったこともあり、実際には特定の街区から前払い金を受け取り、道路整備などを行うことも少なくなかった。結果としてベレディエの構成に関わらず富裕な街区ほど、つまり外国人街区などは都市サービスが充実したのである。二つ目は、当時のオスマン語の民間新聞である『ヒズメット *Hizmet*』（一八八六―一八九五年）を見ると、ベレディエ選挙において外国勢力の干渉による不正があったとの記事が散見され、参政権を有さない外国人が都市行政に非公式な影響力を持っていたことを匂わせている。どちらの場合にせよ、外国人は参政権の有無に関わらず、都市行政の恩恵を受ける手段を有していたという結論になるが、この点に関してはさらなる実証研究が必要であろう。

最後に、国際貿易港であるとはいえ、都市人口のおよそ半数を占めていたムスリムがほとんど登場しない点は指摘しておくべきであろう。確かに、彼らの声がはっきりと史料に現れてくるのは、前述の『ヒズメット』の刊行を待たねばならない[5]。しかし、本書が設定する期間は、タンズィマート期と完全に一致するものでもなく、オスマン語新聞の刊行を待たずにあえて一八八〇年までに限定した意図が判然としない。評者が見る限りでも、同紙

上で道路の公共性についての記事や、ベレディエの業務や選挙などの記事はかなり見られる。ムスリムも含めた社会の全体像の解明こそが近代イズミル都市社会史研究の重要な課題の一つなのではないだろうか。

以上のような問題もあるとはいえ、豊富な視覚資料を提示しつつ披露される著者独自の知見は、オスマン帝国近代史にこれまでとは異なった光を投じている。オスマン帝国内の一都市としてのイズミル史研究は、イスタンブルと比べて、また経済・貿易に関するいくつかの重要なイズミル研究の成果を考慮すれば、まだ途上であると言わざるを得ない。本書はその中で、英語で出された数少ない良質の近代イズミル都市社会史研究であり、広く研究者に読まれることが望まれる好著であるといえよう。

Sibel Zandi-Sayek, *Ottoman Izmir : The Rise of a Cosmopolitan Port, 1840–1880*, Minneapolis : University of Minnesota Press, 2012, 273p.

註

（1） Zeynep Çelik, *The Remaking of Istanbul : Portrait of an Ottoman City in the Nineteenth Century*, Seattle : University of Washington Press, 1986. なお、坂本勉氏がこの著作の書評を記している（『地中海学研究』、一三号、一九九五年、一六一―一六九頁）。

（2） 第三章は Sibel Zandi-Sayek, “Struggles over the Shores : Building the Quay of Izmir, 1867–1875”, *City and Society*, 12/1 (2000), pp. 55–78. である。第四章は id., “Orchestrating Difference and Performing Identity : Urban Space and Public Rituals in Nineteenth-Century Izmir”, in *Hybrid Urbanism : On the Identity Discourse and the Built Environment*, Nezar AlSayyad (ed.), Weatport : Praeger, 2001, pp. 44–66. である。

（3） Eric Hobsbawm and Terence Ranger (eds.), *The Invention of Tradition*, Cambridge : Cambridge University Press, 1983（E・ホブズボウム、T・レンジャー編『創られた伝統』前川啓治他訳、東京：紀伊国屋書店、一九九二年）. なおオスマン帝国における伝統の創造について論じたものとしては、Selim Deringil, “The Invention of Tradition as Public Image in the Late Ottoman Empire, 1808–1908”, *Comparative Studies in Society and History*, 35/1 (1993), pp. 3–29. がある。

（4） Erkan Serçe, *Tanzimat'tan Cumhuriyet'e İzmir'de Belediye*, İzmir : Dokuz Eylül Yayınları, 1998.

（5） イズミルにおけるオスマン語の民間新聞としては、一八七〇年代に刊行された『デヴィル *Devir*』、『イズミル *İzmir*』、『インティバーフ *İntibâh*』がまず挙げられるが、いずれも短命に終わったため、『ヒズメット』がイズミルにおけるオスマン語のジャーナリズムの嚆矢として扱わ

れている。なお、官報としては『アイドゥン *Aydın*』が一八六九年から刊行されている。